



平成 29 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 遠 藤 製 作 所
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 実
(J A S D A Q ・ コード 7 8 4 1)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 佐 藤 俊 明
役 職 ・ 氏 名 管 理 部 門 担 当
電 話 番 号 0 2 5 6 - 6 3 - 6 1 1 1

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 16 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月下旬開催予定の第 67 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

海外子会社と決算期を統一することで、当社グループの予算編成及び業績管理等の事業運営の更なる効率化を図り、かつ経営情報の適時、的確な開示を一層徹底するためであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 3 月 31 日
変 更 後	毎年 12 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 68 期は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定であります。

また、現在、決算期が 12 月 31 日以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行なう予定であります。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 68 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで）の業績見通しにつきましては、平成 29 年 5 月に開示予定の平成 29 年 3 月期決算短信において公表する予定であります。

4. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【定時株主総会の基準日】 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。</p>	<p>【定時株主総会の基準日】 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。</p>
<p>【事業年度】 第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までの 1 年とする。</p>	<p>【事業年度】 第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までの 1 年とする。</p>
<p>【剰余金の配当の基準日】 第 38 条 ①当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。 ② (条文省略)</p>	<p>【剰余金の配当の基準日】 第 38 条 ①当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。 ② (現行どおり)</p>
<p>【中間配当】 第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>【中間配当】 第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><附則> 第 1 条 <u>第 37 条 (事業年度) の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日から始まる第 68 期事業年度は同年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。</u> 第 2 条 <u>第 39 条 (中間配当) の規定にかかわらず、第 68 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 29 年 9 月 30 日とする。</u> 第 3 条 <u>前 2 条および本条は、平成 29 年 12 月 31 日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</u></p>

5. 日程

第 67 回定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月下旬 (予定)
同上

以 上